

野々市市競争入札心得

制 定	平成30年10月24日決裁
一部改正	令和5年6月15日決裁
一部改正	令和6年9月6日決裁

(趣旨)

第1条 野々市市の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、「野々市市財務規則（昭和59年野々市町規則第1号。以下「規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

2 電子入札システムを用いた競争入札を行う場合の取扱いについては、この心得に定めるもののほか、「野々市市電子入札運用基準」（以下「基準」という。）に定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この心得において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 心得 野々市市競争入札心得
- (2) 通常入札 入札書を入札箱に投入して行う競争入札
- (3) 郵便入札 通常入札のうち、入札書を書留郵便により提出することが認められた競争入札
- (4) 電子入札 電子入札システムを用いて行う競争入札
- (5) 執行通知等 入札公告又は指名通知書
- (6) 設計図書等 市より示された図面、設計書、仕様書（特記仕様書を含む。）
- (7) 見積内訳書 入札価格の内訳を記載した書類

(一般競争入札参加の申出)

第3条 一般競争入札に参加しようとする者は、規則第110条の公告において指定した期日までに一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告で指定した書類を添え、市長にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第4条 入札に参加しようとする者は、入札執行前にその者の見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保（規則第113条に規定するものをいう。以下同じ。）を会計管理者若しくは企業出納員又は指定する金融機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札に参加しようとする者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を市長に提出しなければならない。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその保管証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第5条 入札書の提出は、執行通知書等で指定した日時、場所及び方法により行う。

- 2 入札に参加しようとする者は、規則、心得、基準、執行通知等及び設計図書等に記載のある事項並びに現場を熟知の上、入札に参加しなければならない。この場合において、疑義があるときは、開札日の前日又は説明を求めることができる日時が指定されている場合は、指定された日時まで関係職員の説明を求めることができる。
- 3 入札に参加しようとする者は、入札書（別記様式第1号）に必要事項を記載し、記名押印の上、これを封書にして提出しなければならない。ただし、電子入札にあっては、入札書の提出に代えて電子入札システムにより入札価格その他の所定の情報を入力するものとする。
- 4 通常入札（郵便入札を除く。）において入札に参加しようとする者がその代理人に入札させようとするときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 5 入札に参加しようとする者は、執行通知等により見積内訳書の提出を求められたときは、入札書に添付しなければならない。
- 6 入札に参加しようとする者又はその代理人は、当該入札において他の入札参加者の代理をすることができない。
- 7 入札に参加しようとする者は、令第167条の4の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

（入札の辞退等）

第6条 入札に参加しようとする者は、入札書を提出するときまで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札に参加しようとする者が入札を辞退しようとするときは、入札辞退届（別記様式第2号）を執行通知書等で指定した入札書提出締切日時までに提出しなければならない。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 4 第2項による入札辞退届を提出することなく、入札の執行時間に遅れた者又は入札書を提出しない者は、棄権として扱い、当該入札に参加することはできない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札に参加しようとする者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札に参加しようとする者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を決めなければならない。
- 3 入札に参加しようとする者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札に参加しようとする者は、入札前に入札に参加する他の者を探る行為をしてはならない。
- 5 電子入札システムにより入札に参加しようとする者は、電子証明書（ＩＣカード）を不正に使用してはならない。

（入札の取りやめ等）

第8条 入札に参加しようとする者が連合、不正、その他不当な行為をし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札に参加しようとする者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

2 入札執行前又は入札執行中において入札に参加する者が2人に達しないときは、入札を取りやめるものとする。

3 前項の規定は、一般競争入札には適用しない。

(入札書記載金額)

第9条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載するものとする。

(無効の入札書)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者（入札参加資格を有する者から委任を受けた者を除く。）により提出された入札書
- (2) 当該入札に対する同一人の2以上の入札書
- (3) 第4条に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者により提出された入札書
- (4) 記名押印を欠く入札書（電子入札による場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）
- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書。ただし、錯誤等によりその不備が比較的軽微なもので、入札者の意思が察知されるものは除く。
- (7) 明らかに連合と認められる入札書又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札書
- (8) 当該入札について他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札書
- (9) 通常入札（郵便入札を除く。）において委任状を持参しない代理人により提出された入札書
- (10) 再度の入札にあたり、直前の入札の最低価格以上の入札書
- (11) 予定価格を事前公表した入札において、当該予定価格を超える金額を記載した入札書及び見積内訳書の添付がない入札書
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者のした入札書
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札書

(入札書の書換え等の禁止)

第11条 入札に参加しようとする者は、その提出した入札書の書換え、引換え若しくは撤回、又は辞退の申立てをすることができない。

(開札)

第12条 開札は、執行通知等で指定した日時及び場所において、入札に参加する者の立会いのもと、行うものとする。ただし、郵便入札及び電子入札の場合はこの限りでない。

(落札者の決定)

第13条 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することにより公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ低入札基準価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の入札価格が低入札基準価格を下回ったときは、当該入札をした者を直ちに落札者とせず、野々市市低入札基準価格取扱要綱（平成20年野々市町告示第122号）の規定により落札者を決定する。

3 総合評価方式が適用される場合は、第1項の規定にかかわらず、野々市市が入札公告において指定する方法により落札者を決定する。

(再度の入札等)

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便入札及び電子入札にあっては、市長が指定する日時において再度の入札を行う。

2 再度の入札の回数は、1回とする。ただし、予定価格を事前公表した入札の場合は、再度の入札を行わない。

3 直前の入札における辞退者、入札の執行時間に遅れた者又は第9条の規定により入札書が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできない。

(落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、郵便入札及び電子入札にあっては、市長が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第16条 落札者は、契約書を作成する場合においては、契約書案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（規則第133条に規定するものをいう。以下同じ。）を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付しようとするときは、保証金納付書により会計管理者若しくは企業出納員又は指定する金融機関に納付し、保証金領収証書の交付を受け、契約書案と共に提出しなければならない。

- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、保証金（担保）納付書を添えて会計管理者又は企業出納員に提出し、保管証書の交付を受け、契約書案と共に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律195号）第3条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。
- 5 第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が履行保証保険契約又は工事履行保証契約を結んだことによるものであるときは、当該契約保証に係る保険証券又は保証証券を提出しなければならない。
- 6 落札者は、第4項の規定による保証事業会社が交付する保証書の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であって、保証事業会社が定め、市長が認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書を提出したものとみなす。

（入札保証金の振替）

第17条 市長は、必要があると認める場合は、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

（契約書等の提出）

第18条 落札者は、落札決定の通知日から起算して5日（野々市市の休日を定める条例（平成2年野々市町条例第23号）第1条第1項に規定する休日を除く。）以内に契約書案を提出し、契約を締結しなければならない。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年野々市町条例第3号）に規定する契約及び財産の取得又は処分、市長が指定するものについては、仮契約書案を提出し、仮契約を締結するものとする。

2 前項ただし書の場合において締結した仮契約は、市議会の議決又は市長の専決があったときに本契約となるものとする。

3 落札者が第1項に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

（異議の申立）

第19条 入札をした者は、入札後、規則、心得、基準、執行通知等及び設計図書等並びに現場についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（随意契約の場合の準用）

第20条 第1条から第3条、第5条から第16条、第18条及び前条までの規定は、随意契約（規則第125条に掲げる随意契約をいう。）の場合について準用する。この場合において、「入札」とあるのは「見積」と、「開札」とあるのは「見積合わせ」と、「落札」とあるのは「見積適格」と読み替えるものとする。

この心得は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和6年10月1日から施行する。

入 札 書

事 業 名

金

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

（入札金額は税抜）

上記のとおり入札します。

年 月 日

野々市市長 宛

入札者
所在地
商号又は名称
代表者職氏名



入 札 辞 退 届

事 業 名

事業場所

辞退理由

このたび、上記事業の指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

野々市市長 宛

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印